



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン
「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事故事例から学ぶ安全運転

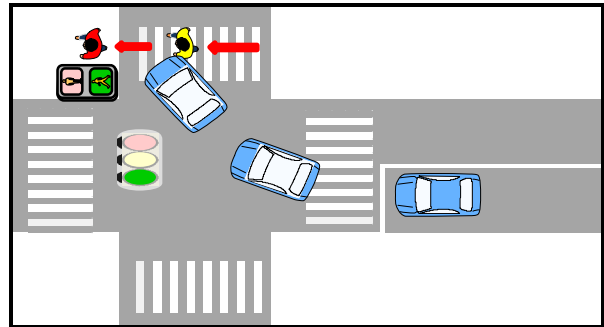
テーマ 「右折時の安全確認」

【事故概要】

信号機がある十字路交差点を青信号で右折しようとした乗用車が、横断歩道を横断する歩行者に気づいて一旦停止し、歩行者が横断後、再度発進した際、歩行者用信号が青信号点滅になったため走って横断してきた別の歩行者と衝突したものの。

ドライバー語録

「歩行者はもういないと思った。」
「歩行者が通り過ぎたので、車を発進させたら突然、目の前に歩行者が・・・」
「点滅信号で走って渡るのはやめてほしい。」



首を振り、顔を向けて安全確認！

右折するとき、「曲がる方向の安全確認」は大事なことです。さらに大事なことは「曲がる方向の右後方の安全確認」です。しかし、曲がる方向の右後方を確認するには、目線だけではなく、首を振って顔を向けないと視野に入てきません。

交通量が多い交差点では、右折できるタイミングに気を取られがちで安全確認が不十分になります。

右折した際、右後方から歩行者や自転車が現れて「ひやっ」とした経験はありませんか。

右折時は、曲がる方向の右後方も首を振って確認し、左右を広く確認することが大切です。

目線だけではなく、しっかり首を振って安全確認を行う運転を心掛けましょう。



歩行者用信号の青信号が点滅しているときの意味は？

交通ルールでは、歩行者用信号機の青信号が点滅しているときは「歩行者等は横断を始めてはならない。横断中の歩行者等は、速やかに横断を終わるか、引き返さなければならない。」となっています。

横断中の歩行者は、信号が点滅した時、今いる場所から渡ってしまった方が安全か、それとも戻った方が安全か判断する必要があります。

自動車などを運転される方は、黄色信号で交差点に入ってくる車と同様に、青信号が点滅しているときに渡ってくる歩行者がいるかもしれないと注意しましょう。

「第32回セーフティ123キャンペーン」の募集について

今年も「第32回セーフティ123キャンペーン」が始まり、みなさんの参加を募集しています。

このキャンペーンは3人1チームで123日間の無事故・無違反に挑戦していただくものです。

- 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。
- 参加者全員に自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
 - ・ 1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。
 - ・ SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。

SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」で御覧ください。

参加について	募集期間「令和7年5月1日(木)から令和7年6月14日(土)まで 参加の申込みは、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きの「応募申込パンフレット」を御覧の上、お申し込みください。多くの方からの申込みをお待ちしております。
実施について	実施期間「令和7年6月15日(日)から令和7年10月15日(水)まで 実施期間は123日間となりますが、実施期間以降も安全運転をお願いします。
協賛について	協賛金は「1口1万円、1口以上」から、又は提供品を受け付けております。参加者の励みとして、また、キャンペーンを盛り上げるためにも、ぜひ御協賛をお願いします。 御協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される商品の購入に活用させていただいております。 御協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトやセーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。

協賛金お振込先

- ◆口座名義： みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会
- ◆口座番号： 七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故 相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の 14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）		
窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程	
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日 （要予約）	
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 県庁交通事故相談室との リモート相談のみ(要予約)	
北部地方振興事務所県民サービスセンター	0229-91-0701 内線210		
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	0228-22-2111 内線287		
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	0220-22-6111 内線203		
東部地方振興事務所県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3020		
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	0226-24-3186		

※ 県庁交通事故相談室を除く、各県民サービスセンターの窓口についてはリモート相談のみ（要予約）となります。